

協議会の設立主旨・規約について

協議会設立の趣旨

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を受け、気候変動により施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると提言したところである。

国土交通省においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組を、全国の国管理河川において進め、今夏より都道府県が管理する河川にもこの取組を拡大して進めているところであった。

平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

今回の中小河川等における被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきである。立ち止まって考える猶予はなく、可能なことから即座に実行し、次期出水期までに一部でも効果を出すよう努力すべきである。

社会資本整備審議会答申(平成29年1月)より抜粋
「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」

これらを踏まえ、沖縄県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、沖縄県管理河川において大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に本協議会を設立します。

減災対策協議会 規約

1. 県管理河川の減災対策協議会の設置案

- 1) 構成員案:(市町村)市町村長(県管理河川流域市町村)
(国)沖縄総合事務局開発建設部長、北部ダム統合管理事務所長
沖縄気象台次長
(県)本庁関係部室長、出先事務所長
(オブザーバー)市町村長(県管理河川流域外市町村)、宮古土木事務所長
- 2) 組織: 沖縄県で1協議会
- 3) 検討内容: 5年で実施する取組方針の策定
※方針の内容: 目標, 取組項目, 目標時期, 取組機関
- 4) 具体的な取組項目: 地域ごとのハード対策の主な取組, ソフト対策の主な取組

2. 県管理河川の減災対策協議会幹事会の設置案

- 1) 構成員案:(市町村)市町村部課長(県管理河川流域市町村)
(国)沖縄総合事務局低潮線保全官、北部ダム統合管理事務所副所長
沖縄気象台業務課長
(県)本庁関係課長、出先事務技術総括、班長
(オブザーバー)市町村部課長(県管理河川流域外市町村)、宮古土木事務所班長
- 2) 組織: 沖縄県で1つ(協議会と同じ)
- 3) 検討内容: 5年で実施する取組方針案の策定

減災対策協議会のスケジュール

- 平成29年5月末までに協議会を設置
- 平成30年3月末までに地域の取組方針を策定
- 平成30年度以降はフォローアップを実施

